

北海道信用金庫（以下「信用金庫」といいます。）との当座貸越契約にもとづき開設したカードローン口座について発行し、貸与した「未来応援ビジネスカードローン」カード（以下「カード」といいます。）を当座貸越契約にもとづく当座貸越取引（以下「カードローン」といいます。）に利用する場合は、次により取り扱います。

1. (カードの利用)

カードは、次の取引を行う場合に利用することができます。

- (1) 信用金庫及び信用金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローン借入金の出金（以下「出金」といいます。）をする場合。
- (2) 信用金庫及び信用金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用してカードローン借入金の返済（以下「入金」といいます。）をする場合。
- (3) 信用金庫及び支払提携先のうち信用金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を出金し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他信用金庫所定の取引をする場合。

2. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機又は振込機を使用して、又は窓口において出金をする場合には、信用金庫又は支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 預金機を使用して、又は窓口において入金をする場合には、信用金庫又は預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、出金又は入金の時に、通帳及び払戻請求書なしで、自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、預入提携先又は支払提携先の自動機利用手数料は、信用金庫から預入提携先又は支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の出金時に、通帳及び払戻請求書なしで、自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、振込提携先の振込手数料は、信用金庫から振込提携先に支払います。
- (5) なお、自動機利用手数料及び振込手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

3. (カードローン借入金の出金)

- (1) 支払機を使用して出金をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号及び金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により信用金庫又は支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、信用金庫又は支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金及び1か月あたりの出金は信用金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、信用金庫及び支払提携先の支払機による1日あたりの払戻し又は1か月あたりの払戻しについて信用金庫が本人（法人の場合は代表者）から信用金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して出金をする場合に、出金請求額と前条の自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは、その出金はできません。
- (5) 窓口において出金をする場合には、カードとともに所定の用紙にカードの口座番号、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）、金額及び届出の暗証番号を記入して提出してください。なお、1回あたりの出金は、信用金庫所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金及び1か月あたりの出金は信用金庫所定の金額の範囲内とします。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (カードローン返済金の入金)

- (1) 預金機を使用して入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の機種により信用金庫又は預入提携先所定の種類の紙幣及び硬貨（硬貨による預入機能を有する預金機の場合）に限ります。また、1回あたりの入金は、信用金庫又は預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 窓口において入金をする場合には、カードとともに所定の用紙にカードの口座番号、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）、金額を記入してお取引店へ提出してください。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、お取引店の窓口でカードにより入金することができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、信用金庫が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度としてお取引店の窓口でカードにより出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前2項による入金又は出金をする場合には、カードを提出のうえ、信用金庫の定める手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求められることがあります。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 信用金庫及び提携先の預金機・支払機・振込機が停電、故障等の場合は、取扱いを一時停止することがあります。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合は、直ちに本人（法人の場合は代表者）から書面によって信用金庫に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、信用金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、信用金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって信用金庫に届け出てください。
- (3) 氏名（法人の場合は法人名、代表者）、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに本人（法人の場合は代表者）から書面によって信用金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、信用金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、信用金庫は責任を負いません。
- (4) カードを紛失した場合のカードの再発行は、信用金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、信用金庫所定の再発行手数料をいただきます。なお、再発行手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

8. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないようにしてください。
- (2) 信用金庫が、カードの電磁的記録によって、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードを信用金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して出金をしましたらうは、カード又は暗証番号につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために

生じた損害については、信用金庫及び支払提携先は責任を負いません。ただし、この出金が偽造カードによるものであり、カード及び暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを信用金庫が確認できた場合の信用金庫の責任については、この限りではありません。

9. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、信用金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先又は振込提携先の責任についても同様です。
- (2) カードによる窓口での入金又は出金をする際に、信用金庫所定の入金票又は払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、信用金庫は責任を負いません。

10. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 解約その他カードローン取引の終了に際しては、カードを信用金庫に返却してください。なお、未処理取引のある場合には、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など信用金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、信用金庫からの請求があり次第、直ちにカードを返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、信用金庫の窓口において信用金庫所定の本人確認書類の提示を受け、信用金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①次条に定める規定に違反した場合
 - ②一定の期間に入出金がない場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると信用金庫が判断した場合

11. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます。）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金）、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）、ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）、振込規定及び当座貸越契約により取り扱います。

なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、信用金庫振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取り扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、信用金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

(令和8年3月26日)